

## 2023 年度第 3 回愛知県地域医療対策協議会 議事録

**開催日時** 2024 年 2 月 2 日（金） 午後 3 時から午後 4 時 50 分まで

**開催場所** 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

### 出席委員

伊藤委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、小出委員（愛知女性医師の会会長）、澁谷委員（愛知県保健所長会監事）、谷口委員（公益社団法人全国自治体病院協議会愛知県支部支部長）、道勇委員（愛知医科大学病院病院長）、長谷川委員（独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター院長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、森本委員（愛知県町村会 東郷町健康保険課担当課長）、撫井委員（愛知県市長会 豊橋市健康部長）、山本直人委員（愛知県地域医療支援センターセンター長）、吉田委員（愛知消費者協会会長）（五十音順、敬称略）

### ●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「2023 年度第 3 回愛知県地域医療対策協議会」を開催いたします。

私は、事務局の医務課地域医療支援室の畑中です。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、愛知県保健医療局長の吉田から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 吉田局長）

本日は、お忙しい中、2023 年度第 3 回愛知県地域医療対策協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

開会に先立ちまして、この度の能登半島地震に被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。特に、医療関係者の皆様には、被災者の救済と被災地の復興支援に日々御尽力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本協議会は本県の医師確保方策に関して、地域枠医師の派遣調整や臨床研修に関する事項などについて、御協議いただく場でございます。今回は、9月4日の第1回、10月18日の第2回に続いて、第3回の開催でございます。

本日は協議事項が7件、報告事項が1件ございます。協議事項が7件と大変多くなっておりますが、愛知県医師確保計画案に関する決議や、2024年度の地域枠医師の派遣先医療機関など、いずれも重要な内容となっておりますので、それぞれ御協議を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長)

続きまして、委員の皆様の御紹介でございます。本来であれば、おひとりずつ御紹介し、御挨拶いただくところですが、時間の都合により、資料としてお配りしております委員名簿及び配席図により、紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に定足数の確認です。現在、11名の委員が御出席をいただいております。定足数である委員半数の8名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。なお、道勇委員はオンラインでの参加となります。

また、本日は傍聴者が3名いらっしゃいますので、よろしく申し上げます。

傍聴者の方は、お手元の「傍聴される皆様へ」に記載されている事項を遵守いただきますようお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

資料が1から8まで、参考資料が1から5までございますので、よろしく申し上げます。不足がございましたら、お申し出ください。

それでは、議事に入ります。ここからの進行は議長の柵木会長をお願いいたします。

(柵木会長)

愛知県地域医療対策協議会議長の柵木でございます。皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

今日は協議事項が7件と多くなっておりますので、しっかり議論の方よろしくお願ひいたします。それでは、協議に入る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長)

協議事項(4)については、公開することによって個人が特定される恐れがあるため、また、協議事項(5)、(6)については、公開することにより率直な意見交換を妨げる恐れがあるため、協議事項(7)については、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、「愛知県地域医療対策協議会設置要綱」第9条に基づき「非公開」とし、それ以外は公開とさせていただきたいと思ひます。

(柵木会長)

よろしいでしょうか。本日の会議の協議事項(1)から(3)までと報告事項(1)は公開とし、協議事項(4)から(7)までを非公開とします。

続いて、議事録署名者を決定したいと思ひます。署名者は、協議会設置要綱第10条に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

今回は、撫井委員と吉田委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(撫井委員・吉田委員)

**【承諾】**

(柵木会長)

それでは、協議に入ります。本日は、協議事項が7件、報告事項が1件となっております。協議事項(1)「愛知県医師確保計画(2024-2026)(案)に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

## ●協議事項

### (1) 愛知県医師確保計画（2024-2026）（案）に関する決議

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐）

愛知県医師確保計画（2024-2026）については、今年度第1回、第2回の本協議会で御協議いただき案を取りまとめ、2023年12月16日～2024年1月15日までパブリックコメント及び関係団体からの意見聴取を行いました。

資料1－2を御覧ください。パブリックコメントの実施結果です。今回は5名の方から9件の意見がありました。2枚目以降に、個別の意見内容と、それに対する県の考え方を記載しております。意見のうち、番号2の「医師不足を補う方法として、薬剤師、看護師、臨床心理士などのコメディカルに医師の業務の一部を担わせるという方法があります。今、医師の過重労働が大問題となっています。コメディカルの力を最大限活かし、コメディカルの賃金を上げるとともに、医師の業務の軽減を図ることが必要だと思います。ぜひ、コメディカルの活用の推進をお願いしたいと思います。」という意見に対する県の考え方は、「医師の働き方改革の一環として、他の職種との間でタスクシフト・シェアの推進を図っております。引き続き本県が設置している愛知県医療勤務環境改善支援センターによる相談支援等により、医師の働き方改革を推進していきます。」としておりますが、本意見を踏まえて、計画案の一部を修正しましたので、後ほどご説明します。

次に、資料1－3を御覧ください。市町村・関係団体への意見照会結果です。1市、1団体から4件の意見がありました。個別の意見内容とそれに対する県の考え方は資料に記載のとおりです。

これらを踏まえた医師確保計画の主な変更点を、資料1－1にまとめておりますので御覧ください。先ほど申しあげました医師の働き方改革に関する県民からの意見を踏まえ、医師確保を推進するための今後の主な施策のうち、「中・長期的な施策」に記載してある「病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等」の項目を記載のとおり修正しました。その他、計画本文の後に、「医療施設従事医師数」「医師の性・年齢階級別労働時間比」等、計画本文中にある記載に関連する統計数値等の参考資料を追加掲載しました。

変更後の「愛知県医師確保計画（2024-2026）（案）」の概要版が資料1－4、全文が資料1－5となっております。

なお、医師確保計画は愛知県地域保健医療計画の一部であることから、本日、医師確保計画案をご承認いただきましたら、2月14日開催予定の愛知県医療審議会医療体制部会、3月18日開催予定の愛知県医療審議会に諮った後、2024年3月末に公示する予定です。

説明は以上です。御協議よろしくお願いたします。

（柵木会長）

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見や御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。はい、道勇委員。

（道勇委員）

確認ですが、意見の概要と県の考え方、パブコメの資料1－2ですね、この県の考え方はこれも公表するのですか。こういう意見がありました、これに対して県の考え方はこうですというものを、いわゆるお返事として出すのでしょうか。

（柵木会長）

どうぞ事務局。

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐）

パブコメの結果については当然公表をすることになっております。

（道勇委員）

県としての回答も出すわけですね。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

県の回答を公表する形となります。

(道勇委員)

そうすると、ちょっと僕が違和感を感じているのは、資料1-2の7番目、意見内容は、医師が医師少数区域に行くことのメリットを明らかにすることというご意見があるんですね。それに対して県の考え方は、医師少数区域を解消するため、引き続き必要な医師確保に努めますという、これ、答えになっていないように思ってお聞きしたのですが、メリットを明らかにしなさいと言ってメリットを書くかどうかということ、書いたら書きます、書かないならこういう理由で書きませんとして載せないというような、返事の仕方じゃないかなと思って、これが唯一気になったところなんですけど、いかがでしょうか。

(柵木会長)

はい、事務局。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

ご指摘はご最もでございまして、正確に言うと、これは答えにはなっていないというところ、医師少数区域に行くことのメリットというところがなかなか明確に答えづらいとか、その地域とか病院、医療機関によっても異なると思いますけども、県としては医師少数区域を解消するというところに注力をしていくというところで、ちょっと答えにはなっていないんですけども、こういうことをご了解いただきたいというところ、ございます。

(道勇委員)

いや、私たちはいいんですけど、これを公開して、これを読んだ人がどう思って、またクレームつけてくると嫌だ、ととにかくクレーム処理が大変なので、病院も。なので、

県もそれも大変になるんじゃないかなと思って、老婆心ながら、ご意見ただけなんですけど、これでよければいいんですけど。

(柵木会長)

やはり、これではクエスチョンに対するアンサーになってないということですね。

これ、国の方で、地域医療支援病院の院長要件にするというような文言がありますので、それを流用されて、そういうこともあるというような一文を加えられれば、何もこれ愛知県だけじゃないと思いますけれども、よろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長)

制度として、今会長さんにおっしゃっていただいた件につきましては、確かに医師個人に対するという部分でのメリットにはなり得るのかなと思います。

ここに関しましては、我々がこの書き方をした理由というのは、もともと医師が少数区域に行くことについてのメリットというのはなかなか見出しづらいというのが正直なところだろうと思っています。もちろんへき地に関してと限定すれば、定性的な部分での個人の価値観でメリットという形での記載が可能かと思うんですけども、なかなか客観的な観点でのメリットという意味では記載がなかなか難しい部分がございます。県としましては、施策として、医師少数区域を解消するというのが一番の目的であろうということで、県のそのやるべき部分といったところを、書いたこととございますけれども、今おっしゃっていただいた、地域医療支援病院の管理者にもなれるというのは、制度としてございますので、そういった点を踏まえて一度考えてみたいと思います。

(柵木会長)

はい、道勇先生。

(道勇委員)

これメリットということに固執して、何か書こうとすると大変なんですよね。なので、そもそも地域枠で入学した方は、いわゆる学費の補助を受けているわけですよね。その条件として、卒業すればこういう地域で働くということを志して来ていただいているという、そこをやっぱり前面に出した方がいいのではないかな。メリットを書く時にも、そういうところを書いた方が、皆さんに理解していただだけやすいんじゃないですかね。要するに、地域枠として手を挙げて、何もそういう補助もなく医者になったわけじゃないんですよね、そもそもは。県も、それから大学もお金を出しながら、その人たちを育ててきているというところは、彼らにとっては、ある意味、大きなメリットで、それをもってその条件として県に対して、そういう地域の均てん化を図るために、従事してもらおう。その条件を飲んで、入学しているわけですから、そこをやっぱり強調した形の回答にするというのも、1つの理解してもらいやすい回答案じゃないかなと思いました、以上です。

(柵木会長)

はい、いかがですか、事務局。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

ご意見ありがとうございます。

なかなか、医師少数区域と限定してしまうと、地域枠医師が実際派遣されているかというところとそういう部分はなかなか直結しないんですけども、広い意味で医師少数のところ、そういう形で派遣しているということは確かですので、ご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(柵木会長)

道勇先生がおっしゃるように、これでは質問に対する回答としては余りにもお粗末だと、県は真面目に取り組んでいるのかと、こういうことを疑われかねない書き方であるので、



その質問自体も少数区域に行くことのメリットというか、さっきこれは道勇先生おっしゃったように、地域枠は入学時点でそういう義務が課されているわけで、喜んで行くというものではないわけで、こういう質問が来たことは事実なので、これに対する答えはきちんと、木で鼻をくくったような答えではなくて、ちゃんと真面目に回答する必要があるだろうと思います。

また一度、この回答案を出していただいて、後日、私に相談してもらえばいいですか、会長一任で、道勇先生よろしいでしょうか、それで、はい。それでは任せていただいて、もっと真面目な回答をちゃんと書けるように、一回チェックを私がさせていただくということでご了承賜りたいと思います。

他に何かご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ、澁谷委員。

(澁谷委員)

これを拝見していると、医師確保計画と言いながら、パブリックコメントを出していらっしゃる方は、医師確保ということを超えて医療確保というようなニュアンスのものが見受けられると思うんですが、かなりそういったところも書き込んでいただいておりますが、今、どこの県でもこれ進めていらっしゃる事なんですけれども、例えば千葉県とか神奈川県とか大阪府とか、愛知県と規模と程度が似たような都道府県では、どんな考え方で、あるいはどんな内容でやってらっしゃるかというような、情報があれば少し教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

(柵木会長)

はい、事務局、いかがでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長)

今回の医師確保計画そのものは、もともと国のガイドラインに沿ってこういった項目について記載するという雛形が示されておりますので、基本的にはその内容に沿った形で、

各都道府県、それぞれが作成するという形の体裁をとっております。

今、澁谷委員がおっしゃられました、千葉、神奈川、大阪などが、例えば医師確保といったことと、医療提供体制そのものとどのような関連を持って、計画を作成しているかという点に関してですが、医師確保計画そのものにつきましては、やはり医師の確保というところに特化した形で作成しているのではないかと考えておりますが、その3県が具体的にどこまでのことを書いているのかということにつきましては、現状確認はしておりません。

(柵木会長)

はい、どうぞ、澁谷委員。

(澁谷委員)

別にこれを直すとかということではなくて、やはりそういうところの情報収集もしていただけると参考になるのかなという気がいたしましたので、よろしく願いいたします。

(愛知県地域医療支援センター 伊藤専任医師)

今、澁谷委員がお示しされた他府県の例ですけれども、愛知県に一番近いのは、神奈川県です。それ以外のところはちょっとニュアンスが違っていますが、神奈川県の場合は、愛知県と同じように4大学を擁していて、ただ地理的に東京に近いとかそういう問題があって、少し愛知県とは様相が違うということ把握しておりますが、それ以外の困窮している状況という意味では、やはり神奈川も愛知県と同じように、医師少数でも多数でもない県ということになっておりますので、そこら辺を把握することは重要だと思います、以上です。

(柵木会長)

はい、他に何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは（１）愛知県医師確保計画に関する決議、これについては了承ということにさせていただきます。

続いて、協議事項（２）「2024年度医師派遣推進事業に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

## （２）2024年度医師派遣推進事業に関する決議

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐）

資料２を御覧ください。当事業は、医師不足などにより救急医療提供体制の維持が困難な地域にある医療機関へ医師派遣を行う医療機関に対して、医師を派遣することにより生じる逸失利益を補助するものでございます。

「２ 実施状況」を御覧ください。国の「医師派遣等推進事業」の創設に合わせ、本県では2008年度から事業を開始し、2010年度からは地域医療再生計画に位置付けて事業を実施し、2014年度からは地域医療介護総合確保基金を財源として実施しております。

2024年度の実施予定については、表のとおりでございます。派遣先の医療機関は4医療圏の5病院、派遣元の医療機関は5病院、ともに今年度からの変更はございません。

次に、「４ その他」を御覧ください。こちらは、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院から愛知県精神医療センターへの派遣について、医師派遣推進事業以外の医師派遣として、補助金は交付しておりませんが、当協議会の前身であります地域医療支援センター運営委員会において承認し、2019年度から実施しており、来年度の派遣継続について、医師派遣推進事業における医師派遣と併せて承認をお願いするものでございます。

最後に、「５ 今後の課題・取組」ですが、先程「２ 実施状況」でこれまでの経緯を御説明しましたとおり、本事業は地域医療再生計画に位置付けられた医師派遣を補助対象として継続し、現在に至っております。今後、医師の働き方改革の状況等も踏まえつつ見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。御協議よろしくお願いたします。

(柵木会長)

これは前から行っておる事業で、それなりに成果を上げているというふうには聞いておりますけれども、何かご質問等ございますか。

これはよろしいですね。では、このまま承認ということにいたします。

続いて、協議事項(3)「2025年度入学の地域枠定員に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

### (3) 2025年度入学の地域枠定員に関する決議

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料3を御覧ください。2025年度の地域枠定員につきましては、来年度の早い時期に国から意向調査が行われることが想定されますので、本日議題としてあげております。

まず、「1 国の方針」でございますが、2023年11月27日付けで文科省・厚労省連名の通知が発出されておりました、その一部を資料の中に抜粋してお示ししております。(1)及び(2)の太字としている部分に記載の通り、「2025年度の医学部総定員」は2024年度までと同様、2018年度の定員を上限とすること」及び「2024年度末を期限とする臨時定員増の枠組みについては、2025年度末まで1年間延長とする」方針が国から示されております。

次に、「2 本県の現状」をご覧ください。本県の医師偏在指標につきましては、全国47都道府県中28位で、医師確保計画上では医師少数でも多数でもない県ですが、全国値を下回っております。また、国の医師需給推計では、2036年時点におきまして、県内の名古屋・尾張中部医療圏と尾張東部医療圏以外の9医療圏で医師不足が見込まれている状況となっております。さらに、2022年3月に公表された、「令和2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計」の結果によると、本県の医療施設に従事する人口10万対医師数は全国第38位となっております。

こうした状況を踏まえまして、「3 県の方針(案)」ですが、2025年度の地域枠の入学定員につきましては、現状の32名を維持する方針としたいと考えております。なお、本日の協議会に先立ち、各大学の医学部に、この方針案に対する御意見を伺い、各大学とも県

と同様に現状の定員数を維持する意向である旨を確認しております。

(柵木会長)

はい。令和7年度の入学定員枠、従来通り32名ということで、問題はその後でしょうけれども、とりあえず来年度は現状維持ということで、これは国からもそういう方針で来ておりますので、よろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

国が、医師の需給分科会で、大体2029年ですかね、需給が均衡すると言っておりますけれども、愛知県はどうなんですか。国の基準とは別に、愛知県独自で同じような、医師の需要と医師の育成というようなことで、需給均衡線というようなものを、県独自で出しておるといような県というものはあるんでしょうか。愛知県のものは見たことないですが、いかがですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

県独自でそういったデータはないんですけども、どちらかというとその医師の確保の数の問題もございまして、地域的に偏在もさることながら診療科の偏在とか、そういうところの解消というのが大きな課題かなと思っております。

(柵木会長)

診療科、地域。愛知県はまあ地域もそんなに、少数区域はありますけれども、少数の医療圏というのは、現実にはないということですけども、いかがでしょうか。

これはよろしいですかね、(3)地域枠定員に関する決議については承認ということにさせていただきます。

続いての協議事項に移りたいと思いますが、ここからは非公開となります。

事務局は、傍聴者の方を退席させてください。

(非公開)

(柵木会長)

それでは、報告事項(1)「2024年度の地域枠医師の派遣等の状況」について、事務局から説明をしてください。

●報告事項

(1) 2024年度の地域枠医師の派遣等の状況

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料8を御覧ください。こちらは来年度の4月1日時点の入学年度別の各地域枠医師の状況をまとめた表となります。来年度から新たに36名の医師が臨床研修を開始、27名の医師が専門研修を開始する予定となっております。

地域派遣については、議題の4でご説明いたしました、16名を含めた37名の予定となります。資料2枚目には、参考として地域枠医師の年度別派遣予定数等の推移及び地域枠医師の基本的なキャリアについて記載しております。

なお、例年、来年度の「愛知県地域医療支援センター事業計画」について報告させていただいておりますが、本年度はまだ県の来年度予算の記者発表前であるため、資料をお示しすることができません。後日、委員の皆様には資料を郵送することで報告させていただきますので、ご承知おきください。説明は以上です。

(柵木会長)

ただいまの報告事項に対して何かご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(澁谷委員)

義務を離脱した地域枠医師のその理由の分析というのは、もうずっと続けてやっつけらっしゃるんでしょうかということが1つ質問なんです。義務の離脱をなるべく抑えたいと考えると、その対策をしていかなきゃいけないのかなと思うので、その辺の状況がわかれば教えてください。

(柵木会長)

はい、事務局。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

義務離脱については一定数あるというのが現状でして、当然理由は様々、ライフプランに関わるものとか、進路でやはり地域枠の趣旨と合わないというようなものとかいろいろありますけども、この義務離脱を防止するという観点も重要ではございますけども、変更で対応できる部分と、やはり地域枠制度そのものの趣旨をゆがめてしまっただけではないところもありますので、その辺のバランスをとりながら、なるべくキャリアプランとの両立を図っていくということは引き続き考えていきたいと思っております。

(柵木会長)

よろしいですか。この地域枠医師の設立の原点というか、そういうのを守りながら、なるべく離脱を少なくしていったらいい、その辺のちょうど潤滑油的な役割を各大学のコーディネーターの先生方をお願いしているんですけども、あるいは地域医療センターももちろんそういう役割の1つで、いろんな仕組みを使って何とか地域枠の方々の離脱を減らしながら運用していくというのが一番のポイントですけれども。

他県でも同じような苦勞をされていて、一応今のところはこのぐらいの離脱率ならば、よしとしたところかなというのが実際のところという感じがしますが、この努力は今後ともしっかりと続けていく必要はあろうかと思えますね。

他にはよろしいでしょうか。はい。今日の全体の協議事項も含めて、何かご意見あったらお伺いしておきたいですが、よろしいでしょうか。

今日は、ほとんど2時間近い会議になってしまいましたけれども、特にないようですので、以上で本日の予定は全て終了ということになります。

最後に、事務局から何かございますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 畑中室長)

事務局から2点ございます。まず、本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名しましたお二人の署名人に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。会議冒頭にも説明しましたが、資料4から資料7までにつきましては回収させていただきますので、机の上に置いたままでご退席いただきますようお願いいたします。

(柵木会長)

それでは、本日の地域医療対策協議会はこれにて終了します。ありがとうございました。